

小川富也税理士事務所だより

編集発行人  
税理士・行政書士

小川富也

〒796-0068  
八幡浜市浜之町180番地  
TEL 0894-24-3355  
FAX 0894-24-2882

暑中御見舞

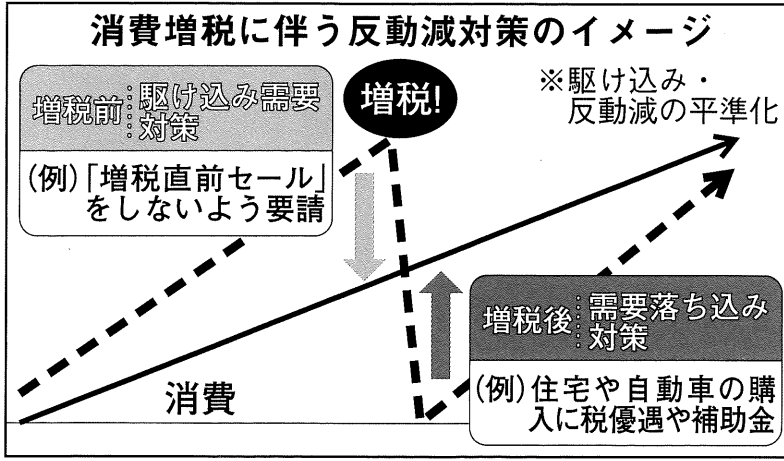
平成30年盛夏

# 消費増税の駆け込み・反動減対策

## 住宅や自動車減税措置を検討

◆骨太の方針2018

先般、政府は経済財政運営の基本方針(骨太の方針2018)を取りまとめ公表しました。骨太の方針は、今後の重点政策を示し、毎年の予算編成や税制改正などに反映されるものです。



### 消費税率引き上げについて

この中の消費増税に関する項目では、「少子化対策や社会保障に対する安定財源を確保するとともに、現役世代の不安等に対応し、個人消費の拡大を通じて経済活性化につなげるためには、2019年10月1日に予定されている消費税率8%から10%への引き上げを実現する必要がある」と明記し、予定通り消費税率を引き上げる方針を示しました。

2019年10月1日の消費税率10%への引き上げに当たっては、教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等の拡充や低所得者への配慮とともに、消費税率の引き上げに伴う駆け込み需要・反動減などを可能な限り抑制することが経済全体にとって有益であることから、①「消費税率引き上げ分の使い道の見直し」、②「軽減税率制度の実施」、③「駆け込み・反動減の平準化策」、④「耐久消費財対策」などの取り組みを進めるとしています。

税率引き上げ分の使い道の見直しについては、消費税率の2%の引き上げによる5兆円強の税収のうち、従来は5分の1を社会保障の充実、残り5分の4を財政再建に使うとされていました。これを見直し、教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等と、財政再建にそれぞれ約半分ずつ充当するとしています。

駆け込み需要・反動減対策としては、小売業者に「増税時に一律値上げする義務はない」と周知し、急激な価格変動を避けるための方策を検討。住宅や自動車など耐久消費財の購入支援では、増税後の住宅ローン減税拡充や、自動車購入に係る負担を減らす減税措置が検討課題となっています。

### 新たな外国人材の受け入れ

また、中小企業・小規模事業者をはじめとした人手不足への対応として、就労目的の外国人を受け入れるための新たな在留資格を創設することも明記しています。一定の専門性・技能を条件に、外国人就労が拡大されるものとみられます。

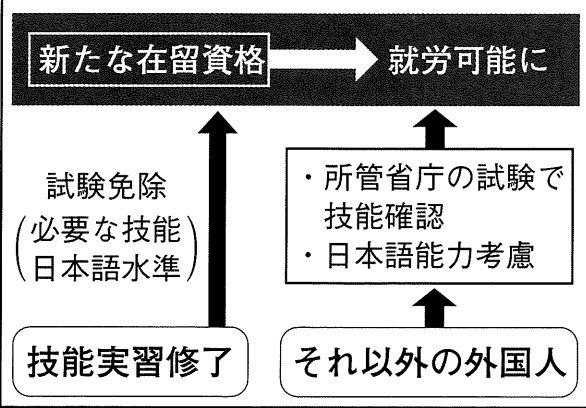
「存続・発展のために外国人材の受け入れが必要と認められる業種」として、農業、介護、建設などが想定され、所管省庁が実施する技能・

日本語試験での合格が条件となりますが、技能実習制度を修了した人材であれば試験免除で在留資格を得られる仕組みになる見通しです。

さらに、在留期間の上限は通算5年とし、家族の帯同は基本的に認められませんが、滞在中に高い専門性を有すると認められた者については、在留期間の上限を付さず、家族の帯同も認める措置を整備する方向です。

少子高齢社会を背景に、日本の生産年齢人口の減少が続く中、外国人就労者数は年々増加しており、新しい在留資格制度が始まれば増加ペースが加速すると見込まれています。

### 新たな在留資格制度のイメージ



# 路線価3年連続で上昇

## 国税庁、平成30年分

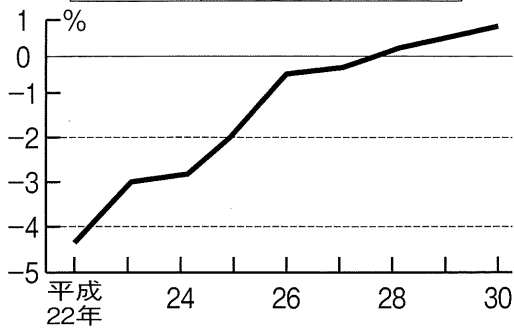
国税庁は、相続税や贈与税の算定基準となる平成30年分の路線価（1月1日現在）を発表しました。

全国約32万4千地点の標準宅地の評価基準額の対前年変動率は、全国平均で0・7%（前年・0・4%）と3年連続で上昇。上昇幅も拡大しました。

都市部の再開発に伴い不動産売買が活発化していること、訪日外国人観光客の増加によるインバウンド需要やリゾート開発などが全体を押し

### 路線価の変動率

	29年分	30年分
全国	0.4%	0.7%



上げました。

都道府県別で見ると、前年比5%増の18都道府県が上昇。沖縄県は現在の統計方法となって以降、初めて5・0%を記録し、47都道府県で最も高い上昇率となりました。

首都圏では東京都（上昇率4・0%）、千葉県（0・7%）、神奈川県（0・6%）、埼玉県（0・7%）がいずれも5年連続で上昇。愛知県

## 訪日客の増加と再開発の効果 上昇基調は今後も続く見通し

今年の路線価は、全国平均では3年連続で上昇しましたが、その要因のひとつとして、訪日外国人客の増加が挙げられます。

2017年の年間訪日客数は2800万人を超えて過去最高でしたが、今年さらには上回るペースで推移しています。訪日客が増えれば、買い物施設や宿泊施設の需要が増

（1・5%）は6年連続、大阪府（1・4%）も5年連続で前年を上回りました。

東日本大震災の被災地では宮城県が3・7%上昇、福島県が1・3%上昇。16年に熊本地震が起きた熊本県は17年に0・5%下落しましたが、18年は0・7%の上昇に転じた。また北海道（1・1%）、広島県（1・5%）、福岡県（2・6%）など、中核都市を抱える道県の上昇率が目立ちます。

一方、秋田県は2・3%マイナス、愛媛県は1・6%マイナスとなるなど、人口減少が進む地域と、都市圏との二極化傾向は変わっていません。

え、条件の良い土地は商業ビルやホテル用地として人気上昇して地価を引き上げています。

例えば、沖縄県（上昇率・5・0%）は、アジアを中心に訪日客が伸び続け、前年比26・4%増の269万2千人と過去最高を更新しました。これに伴い、ホテルの開業が相次ぎ、リゾート開発も活発化しています。

京都市東山区の祇園四条駅周辺は25・9%上昇。国内外からの観光客の増加に伴い、商業施設の賃料などが高騰。出店希望者が増加していますが、大阪などに比べ、売りに出される土地が少ないことから商業地の地価上昇を加速させています。

●マンション・オフィス需要が好調  
大都市では再開発計画に伴い、マンション需要やオフィス市況が好調で、中心部では地価が高止まりし、周辺に波及しています。

オリンピックを控えた東京では、物件価格の高騰でファミリータイプの物件供給は減少していますが、1億円を超える高額物件の販売が増加しています。また好調な企業業績を背景にオフィスの移転・拡張需要も高まっており、都心の平均募集賃料は53ヶ月連続で上昇しています。

日銀による大規模な金融緩和策が今後も続く見通しで、国内外から投資マネーが集まっていることも地価上昇の要因です。特に中国系の不動産ファンドなど外資系による購入が増加しています。

日銀が国債を大量に買うことで超低金利が維持され、土地やマンションを購入しやすい状況が続く限り、今後も地価上昇基調も続くと思われます。



### ◆中小固定資産税特例の根拠法 「生産性向上特別措置法」が施行

「生産性向上特別措置法」が6月6日に施行されました。法律では、①プロジェクト型「規制のサンドボックス」制度の創設、②データの共有・連携のためのIoT投資の減税等、③中小企業の生産性向上のための設備投資の促進について規定しています。

法律の趣旨は、IoTやビッグデータ、人工知能など、ICT分野における急速な技術革新の進展により、産業構造や国際的な競争条件が著しく変化していることから、生産性向上特別措置法により、我が国産業の生産性を短期間に向上させるために必要な支援措置を講じたものです。

①のプロジェクト型「規制のサンドボックス」制度の創設とは、参加者や期間を限定すること等により、既存の規制にとらわれずに新しい技術を整備することなどができる環境を整備することで、迅速な実証および規制改革につながるデータの収集を可能とするものです。

②では、平成30年度税制改正において、IoT設備投資（センサー・ロボット等）を行った場合に特別償却30%または税額控除3%（賃上げを伴う場合は5%）を選択適用する「情報連携投資等の促進に係る税制」を創設し、こうした取り組みに用いる設備等への投資に対する減税措置等の支援を行います。

③では、平成30年度税制改正において、中小企業が一定の設備を取得した場合の固定資産税を3年間にわたり最大ゼロとする設備投資の特例措置を創設。市区町村の導入促進基本計画に適合し、かつ、設備の導入により労働生産性を年平均3%以上向上させる一定の機械装置等の固定資産税の課税標準を、市区町村の裁量（条例）で最初の3年間ゼロ以上2分の1以下の範囲で軽減されます。

前記②・③の減税措置は「生産性向上特別措置法」の制定が前提となっており、その施行日が注視されています。

### 8月の税務と労務

#### —税務—

- ★個人事業税の納付（第1期分）  
納期限…8月中において都道府県の条例で定める日
- ★個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第2期分）  
納期限…8月中において市町村の条例で定める日
- ★7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付  
納期限…8月10日
- ★6月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉  
申告期限…8月31日
- ★3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉  
申告期限…8月31日
- ★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉  
申告期限…8月31日
- ★12月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）  
申告期限…8月31日
- ★消費税の年税額が400万円超の3月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉  
申告期限…8月31日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（4月決算法人は2ヵ月分）〈消費税・地方消費税〉  
申告期限…8月31日
- ★個人事業者の30年分の消費税・地方消費税の中間申告  
申告期限…8月31日

#### —労務—

- ★健保・厚保の保険料の納付  
納期限…8月31日

ニッパチ（二八）とは、2月と8月に売り上げが下がることを示した言葉です。▼2月は、その1、2ヶ月前のクリスマスや年末年始などの行事があります。そのような行事では、節約しようとしても出費がかさんでしまいがちです。その反動で、2月は出費を抑えようとするお客さまが多くなり、売り上げが落ちてしまいます。続いて8月は、お盆休みや夏休みが一週間ほどありますので、他の月と比べて稼働日が大幅に少なくなります。

### ニッパチ（二八）

す。長期休暇を利用して、実家に帰省したり、旅行へ出かけたりするお客さまが多くなります。このような移動に伴う出費が多くなるため、反動で財布の紐は固くなりがちです。▼ニッパチの売り上げの落ち込みは、事前には予想できることなので、事前に対策を取っておくことが重要です。閑散期にしかできない長期的視野に立った経営戦略を見つめ直すという一見地味に見える作業が、実は今後の会社の業績を左右することになります。